

1. 民営化実施方法の検討

交野市の課題

■待機児童の解消

◇待機児童の問題は、本市の喫緊の課題。

◇H27.4 は既存の認可外保育施設の小規模保育施設への移行により 48 人、H28.4 は民間保育園により 109 人の定員を拡大したにもかかわらず H28.4 の待機児童は増加。

◇H29 年 4 月には公立の定員の拡大とともに新たに小規模保育施設の誘致を計画（市内全体の定員を 100 人以上増予定 対 H28 年比）。

各年 4 月 1 日現在	H26	H27	H28	H29（予定）
市内保育定員	1,135 人	1,183 人	1,292 人	1,399 人
待機児童数	16 人	29 人	47 人	？

■施設の老朽化

◇市の公共施設全般が老朽化しており、「交野市公共施設等総合管理計画」を策定中。

◇幼稚園も築 40 年以上と老朽化しており、将来を見据えた建替えなどの検討が必要。

幼稚園	第 1	第 2	第 3
建築時期	昭和 47 年築	昭和 48 年築	昭和 49 年築

(1) 手法（公設民営・民設民営）の比較

◇今回、民営化を検討する際には、施設の老朽度を勘案し、建替整備することを前提とする。

◇公立幼稚園を民営化する手法としては、設置主体及び運営主体をともに移管先に移行する「民設民営方式」と、運営主体のみを移行し指定管理者制度などを活用する「公設民営方式」が考えられる。

【施設の建替えを想定】

	市の財政負担	民間事業者による柔軟な運営
民設民営方式	市財政負担 〈小〉 民間は国補助金の活用	柔軟性 〈○〉 保育水準を協定で担保 民間のノウハウ活用
公設民営方式	市財政負担 〈大〉 国補助金なし ⇒起債、地方交付税	柔軟性 〈△〉 指定管理者 ⇒自主事業が特徴 ⇒建物の改修は市負担

(2) 運営主体

◇公立幼稚園は、平成 29 年 4 月より認定こども園に移行。認定こども園の事業主体は、地方公共団体か、学校法人、社会福祉法人に限られている。

◇民営化後の事業主体は保育や幼児教育の実績があり、安定的に質の高い保育を確保できる民間事業者（学校法人、社会福祉法人）を選定。

	運営主体
保育所	社会福祉法人、学校法人、株式会社 他
幼稚園	学校法人、社会福祉法人 他
➡ 認定こども園	国・地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人

(3) 民営化移行方法（公私連携型の導入）

◇公立幼稚園を民間事業者へ移管するにあたり、これまでの公立幼稚園で培われてきたノウハウの継承や、在園児に対する配慮などを考慮すると、引継ぎ体制を整備し、民営化移行準備期間を設けることが必要。

◇“公私連携型” 幼保連携型認定こども園とすることで、十分な引継ぎが可能になるとともに、民営化後の保育内容に関しても、協定により担保。

1 年目	2 年目	3 年目	4 年目
実施計画策定	事業者募集・選定	← 引継保育期間 →	民間移行

※ “公私連携型” 認定こども園とは？ （内閣府 HP より引用）

民設民営でありつつも市町村の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く新しい運営形態を法律上の制度

- ・ “公私連携” 幼保連携型認定こども園（認定こども園法第 35 条）
- ・ “公私連携” 保育所型認定こども園（認定こども園法第 33 条、児童福祉法第 56 条の 8）
- ・ “公私連携” 保育所（児童福祉法第 56 条の 8）

■ 法人の指定

公私連携施設について、当該施設の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有する法人であると認められるものを、その申請により市町村が指定。

■ 協定の締結

公私連携型幼保連携型認定こども園については、市町村と法人が協定を締結し、公私連携型幼保連携型認定こども園において提供すべき教育・保育・子育て支援事業又は保育・子育て支援事業の内容について確実に担保することとされている。当該協定に定める事項としては次の事項が法律上定められている。

- ① 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称、所在地
- ② 公私連携幼保連携型認定こども園における教育・保育・子育て支援事業に関する基本的事項
- ③ 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④ 協定の有効期間
- ⑤ 協定に違反した場合の措置
- ⑥ その他公私連携幼保連携認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

例)

障がい児の受入
(保育士等の加配)

自園調理
(アレルギー対応)

延長保育事業

など

- 公私連携施設にかかる施設型給付については、子ども・子育て支援法上、地方公共団体以外の者が設置する私立の施設として算定・支給される。その上で、例えば他の公立施設と共通の特色ある教育・保育内容や小学校連携（上記②）の実施、期待される役割に応じた職員配置（上記⑥）等を行うための対応を協定に盛り込むことが可能。
- なお、協定に基づき教育、保育・子育て支援事業が適切に提供されているかについては、市町村による指導監督ができることとされており、違反が発覚した場合の是正勧告、指定取消することができる。

■ 公有設備の無償又は廉価での貸付・譲渡

市町村による必要な設備の貸付、譲渡その他の協力に関する基本的事項については協定により定められることとなっており、当該協定に基づき、必要に応じて公有設備の無償又は廉価での貸付・譲渡を可能とし、効率的な施設の整備・参入促進を可能としている。

2. 民営化に際して留意すべき事項

(1) 障がい児や福祉的配慮の必要な家庭等の受入れ

民営化園において、障がい児などを受入することができるよう、加配保育士や看護師の配置などに留意。

(2) 安全で安心できる給食の提供

自園調理とし、また、きめ細かいアレルギー対応を実施できるよう留意。

(3) 現状サービス水準の維持

延長保育事業、育児相談、世代間交流等事業などの地域活動事業、園庭・室内開放など

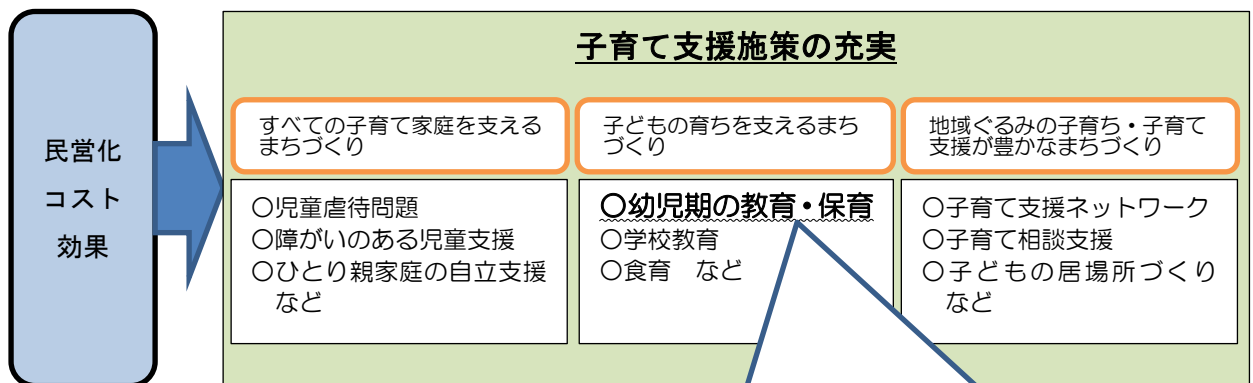
3. 円滑な移管に向けた方策

(1) “公私連携型” 認定こども園/保育所（他自治体事例）

①	大津市（滋賀県）	市立浜大津保育園	H28年
②	河南町（大阪府）	町立石川保育園	H29年
③	奈良市（奈良市）	市立鶴舞幼稚園	H29年
④	守口市（大阪府）	市立梶保育所、他4保育所	H30年
⑤	草津市（滋賀県）	市立第6保育所・市立大路幼稚園	H30年

(2) 民営化による効果の活用等

民営化により得られたコスト効果は、市の子育て支援施策の充実に活用されることが望ましい。



民営化園が公立から引継いだ保育内容を実施できるよう支援するとともに、そのことで市内の他の民間園に対しても、同じ内容の支援を広げることが求められる。

このため、障がい児や福祉的配慮の必要な家庭等の受入など、公・民に関わらず、これらを全市的な課題としてとらえ、本市の保育の全体の質の向上について検討が必要。